

# フランス社会保険制度の管理運営機構

— 1930年社会保険法に基づいて —

中 上 光 夫

## はじめに

現在のフランスの社会保障制度は、1945年10月4日の大統領令を初めとする第二次大戦後の一連の諸立法によって設立された制度がもとになっており、それ以前の制度とは区別して考えられるのが普通である。それは戦後の制度が社会保障制度であるのに対して戦前の制度が社会保険制度であったという原理的な差異に着目するからである。とはいえ、戦後の社会保障制度は、多くの点において戦前の社会保険制度を引き継いでいるわけであって、戦後の社会保障制度を十分に理解するには戦前の社会保険制度についても知らなければならぬであろう。

本稿は、フランスの戦前の社会保険制度を作り上げた1930年4月30日の社会保険法 (la loi sur les assurances sociales du 5 avril 1928 modifiée et complétée par la loi du 30 avril 1930) の具体的な検討によって、社会保険制度の管理運営機構を明らかにし、またその意義を考えてみようとするものである<sup>1)</sup>。

---

注1) 本稿は、1930年社会保険法による社会保険制度の管理運営機構(農業制度は除く)を対象としており、社会保険制度の他の面については必要とされる限りにおいてのみ触れることとする。この社会保険法について説明している邦語文献として、次のものを挙げておく。加藤智章「フランス社会保障制度の構造とその特徴——ラロックプランの成立まで——」、『北大法学論集』第35巻3・4号、1984年、451-513頁、田端博邦「フランスにおける社会保障制度の成立過程」、東京大学社会科学研究所編『福祉国家の展開(1)』(『福祉国家』第2巻)、1984年、東京  
(次頁脚注へ続く)

## 1. 社会保険の管理運営機構の基本構造

### (1) 社会保険の業務の管理運営制度

#### a

社会保険法によって、一定額以下の所得の被用者や農民、自営業者は、社会保険の強制被保険者や任意被保険者となり、老齢、廃疾、疾病、出産、死亡の事故に際して、また家族手当として、社会保険から給付を受けられることになった。こうした社会保険を実施していくための管理運営機構として、実際の業務の管理運営制度、行政監督制度、訴訟制度が作られた。

フランス社会保険制度の一つの独自性を形成し、また社会保険の実際の業務活動の中心となったのが社会保険金庫 (caisses d'assurances sociales, 保険金庫 caisses d'assurances, または単に金庫ともいう) であり、特に、第一線において実施を担当する機関である多くの社会保険初級金庫 (caisses primaires d'assurances sociales, 初級金庫ともいう) であった。被保険者は加入する初級金庫を自由に選択し、そこに加入することによって社会保険の被保険者となるのである。初級金庫はまた、次のような機能を果たすことになっていた。(1) 各被保険者のために払い込まれる保険料の口座を置く。(2) 集められた資金を投資する。(3) 法定の給付を、直接にまたは地方支部を通じて、受給者に支給する。(4) 疾病保険に関して、医師など実際家の職業団体と協約を締結し、現物給付の方法ならびに医薬費用に対する受給者の負担率を決める<sup>2)</sup>。

保険金庫は、取り扱う保険事故の性質に応じて二つに区分されていた。保

---

大学出版会、113-168頁。なお、拙稿「フランス医療保険制度の形成——1930年社会保険法の医療保険——」、『徳山大学論叢』第22号、1984年12月、の注2も参照されたい。

2) Pierre Tissier, Pierre Closset et Pierre Olivier de Sardan, *Traité des Assurances Sociales*, Paris, Librairie des Juris-Classeurs • Edition Godde, 1931, p. 189, n° 998.

険事故は、疾病、出産、死亡、廃疾（最初の5年間に施される看護）という「賦課方式の危険（les risques de répartition）」と、老齢、廃疾の「積立方式の危険（les risques de capitalisation）」に区分され、前者では、被保険者全体から集められた保険料は毎年受給者に分配されるが、後者では、保険料は各被保険者の個人口座に積み立てられ、長期間にわたって運用され、将来の年金支給に充てられる。いずれも大数法則が基礎になっているとはいえ、後者が多数の被保険者を必要とするのに対して、前者では、モラル・ハザードを避け、効率的な管理をするためにも、被保険者を一定数に限定することが必要だと考えられていた。かくして30年社会保険法は、賦課方式の危険を対象とする保険金庫の制度と積立方式の危険を対象とする保険金庫の制度を区別し、初級金庫についても「賦課方式の初級金庫（caisses primaires de répartition）」と「積立方式の初級金庫（caisses primaires de capitalisation）」とを区別して設定した。

b

賦課方式の危険を管理する保険金庫の制度は三層構造になっていた。第一段階として賦課方式の初級金庫、第二段階として「再保険のための社会保険金庫県連合」（県連合と略称されるが、県再保険金庫 *caisse de réassurance départementale* といわれることもある）が置かれ、頂点には保証平衡基金（*fonds de garantie et de compensation*）と加算連帯基金（*fonds de majoration et de solidarité*）を内部に擁する保証一般金庫（*Caisse générale de garantie*）が置かれていた。

賦課方式の初級金庫は、そこに加入している被保険者に賦課方式の危険に対する保障を行う保険金庫であるが、疾病、出産、死亡、廃疾の看護（*soins aux invalides*）という四つの賦課方式の危険の全部を管轄することになっていた。賦課方式の初級金庫は社会保険法の下で新たに設立されることになったのであるが、これを設立する資格が与えられていたのは、共済組合（*sociétés de secours mutuels*）、職業組合（*syndicats professionnels*）、被保険者団体（*groupements d'assujettis*）などであって、このほかに、各県

に、加入する賦課方式の金庫を選択しなかった被保険者をまとめて加入させる県初級金庫 (caisse primaire départemetal) が賦課方式の初級金庫として設けられた。28年社会保険法で規定された県金庫は、私的イニシアティブに基づいて設立された初級金庫に対して優越した地位を占めたが、30年法では県初級金庫に変更され、他の初級金庫に対する優越性は否定された。この県初級金庫は、例外として、複数の県にまたがって設立された県際初級金庫 (caisse primaire interdépartementale) となることもあった。

賦課方式の初級金庫の上位機関として、県内のこれらの金庫の再保険を請け負う県連合 (場合によっては、複数の県にまたがる県際連合となる) が置かれた。初級金庫には最少加入者数の条件は課されていなかったもので、困難に直面する可能性の大きい小金庫が設立されることとなり、諸金庫間の大きな平衡資金の必要性は一層高まっていた。

保証一般金庫は、保証平衡基金を通じて、すべての県に対してすなわち全国規模で、諸金庫間の平衡資金を——場合によっては、平衡資金の年の不足分を保証一般金庫が前払いによってカバーすることによって——保証する。加算連帯基金は、個々の金庫の独立した管理に委ねるには普遍的でありすぎる若干の給付を取り扱った<sup>3)</sup>。

## c

積立方式の危険を管理する保険金庫の制度は二層になっており、第一段階には積立方式の初級金庫、その上には保証一般金庫の保証平衡基金が置かれていた。

積立方式の初級金庫は、老齢と廃疾という二つの積立方式の危険を管轄するか、または老齢の危険だけを管轄する。この金庫としての資格は若干の指定された機関だけに与えられた。それは、共済組合自治金庫、労働者退職年金金庫、退職年金雇主金庫である。これらの機関は社会保険法の施行日前に承認されていて、一定の加入者数を有している場合に、積立方式の初級金庫となることができた。このほかに、加入する積立方式の初級金庫を選択しな

3) *Ibid.*, pp. 189, 190, n<sup>os</sup> 999, 1000.

かった被保険者をまとめて加入させるための機関として、老齡者退職年金全国金庫（Caisse nationale des retraites pour la vieillesse）の各県の地方支部（sections locales）が充てられた。

積立方式の初級金庫の上位機関として、保証一般金庫の保証平衡基金が設けられ、平衡金庫（caisse de compensation）としての役割を果たすことになった<sup>4)</sup>。

## (2) 社会保険の行政監督制度

### a

社会保険法の実施に最終的に責任を負うのは労働大臣であり、その直接の管轄下に中央と県の行政機関が設置されていた。（法第68条1項）また労相のもとには、彼が主宰する社会保険高等評議会や他の諮問委員会が置かれた<sup>5)</sup>。社会保険法の実施状況の統計を作成し、その要約した結果を毎年大統領へ報告するのも労相の職務であった。

中央行政機関としては、労働省内に一般行政と社会保険と共済組合を統括する一つの大きな部局（direction）が置かれ、政府規則などによって社会保険法の原文を精緻化するとともに、法の実施を保証することに責任を負った<sup>6)</sup>。その社会保険部門は、一般および専門管理課（service de l'administration générale et technique）、職員・予算・資材課（service du personnel, du budget et du matériel）、会計・保険・統計・保険数理課（service de la comptabilité, des assurances, de la statistique et de l'actuariat）の三つに別たれ、各課は、臨時に部長（directeur）の肩書と序列と待遇を与えられた課長（chef de service）をはじめ、若干名の係長（chefs de bureau）、係長代理（sous-chefs de bureau）、主任（chefs de section）、文書係、整理や会計の事務職、速記タイピスト、補助職から構成されること

---

4) *Ibid.*, p. 190, n° 1001.

5) *Ibid.*, p. 183, n° 958.

6) *Ibid.*, p. 184, n°s 965-966.

になっていた<sup>7)</sup>。

b

社会保険法の実施における一般的監督は、元の退職年金監督課 (service de contrôle des retraites) である監督団 (corps de contrôle) に委ねられた。監督団は労働省の「一般行政・社会保険・共済組合部」に従属し、労働大臣の権限下に置かれた。(法第68条2項) 1930年7月31日のデクレによって定められた監督団の規則によれば、監督団には、6名の監督官 (contrôleurs) と10名の副監督官 (contrôleurs adjoints) が置かれることになっていた<sup>8)</sup>。監督官は、社会保険県事務局や社会保険の実施に関する諸機関、なかでも一般の初級金庫、雇主制度、県初級金庫といった保険金庫の検査や監督を担当する。また、監督官は雇主に課せられている義務を監督する。すなわち、従業員の社会保険への加入、実際に支払われた賃金額、保険料支払いに関する規定の遵守について確認する。労相は、社会保険、将来準備 (prévoyance)、退職年金、共済組合の問題に関する調査や特別の使命を監督官に委ねることができるということになっていた。雇主は監督官の法定の検査を拒むことはできない。労働大臣と保証一般金庫は検査員 (inspecteurs) を委嘱して、彼らに雇主の義務について確認させることもできる。(法第65条2項) 1930年10月16日のアレテでは、労相はすべての労働監督官 (inspecteurs du Travail) に、彼らが担当している商工業の企業においてこうした確認を行うよう委託した<sup>9)</sup>。

c

社会保険の行政監督部門の第一線の窓口となったのが社会保険県事務局 (services départementaux des assurances sociales, 以下、県事務局とする) である<sup>10)</sup>。これは元の労働者農民退職年金事務局 (services des retraites

---

7) *Ibid.*, p. 183, n° 960.

8) *Ibid.*, p. 184, n° 967.

9) *Ibid.*, pp. 184, 185, n° 969, 972.

10) 1935年10月の政令によって、県事務局は、労相の直轄下に置かれた15の地域事  
(次頁脚注へ続く)

ouvrières et paysannes) を母体として新たに組織化され、すべての県に設置される。(セーヌ県とセーヌ・エ・オワーズ県は県庁事務局を置く。) その本部は各県の県庁所在地に置かれる。各県の県事務局は県の大きさに従って4つのカテゴリに分類され、職員の数はカテゴリごとに決められていた。各県事務局には局長 (directeur) が置かれ、大きい方のカテゴリの県では1～2名の次長 (sous-directeur) も置かれた。そのほかに、何人かの課長 (chefs de section)、文書係・審査官 (rédacteurs-vérificateurs)、検査係、事務主任 (commis principaux)、事務係が置かれ、場合によっては臨時の補助者が雇われることになっていた<sup>11)</sup>。

県事務局の基本的な業務は次の三点である。(法第68条5項)

(1) 申請に基づき、被保険者の登録、削除、社会保険個人票の交付の業務を行う。また、社会保険法の強制原則が尊重されているか否かを監視する。

(2) 被保険者がいかなる初級金庫を選択する場合でも、その加入申請を受理する。

(3) 雇主が届け出た保険料拠出明細書や書類は県事務局の承認を受ける。県事務局は規則に則った拠出が被保険者の名において行われたということを確認する。拠出金は振り分けられた後、供託金庫 (Caisse des dépôts et consignations) を通じて、県事務局が各種の保険金庫や保証一般金庫の口座に、各金庫に帰属する金額を貸方に記入 (créditement) させる。

県事務局はまた、次のことを付随的な業務として担当した。(1) 訴訟事件を審査する委員会の委員を選出するための被選挙人リストの作成、並びに県初級金庫や県連合の理事会の理事の選挙に参加する金庫の加入者全体 (effectif) のリストの作成。(2) 保証一般金庫と連携して、加算連帯基金から支払われる資金の用途の監督。(3) 労働者退職年金の年金支払いの

---

務局 (services régionaux) に取って代わられた。Etienne Antonelli, *Trente-trois ans de la Sécurité sociale en France*, Montpellier, Imprimerie J. Reschly, 1963, p. 47.

11) Tissier, Closset et de Sardan, *op. cit.*, p. 185, n<sup>os</sup> 973-975.

継続<sup>12)</sup>。

d

社会保険の管理運営において、労働大臣を補佐するために社会保険高等評議会 (conseil supérieur des assurances sociales) が設置された。

社会保険高等評議会は労相が議長を務め、50名 (28年法では63名) の評議員から構成されることになっていた。評議員は、初級金庫の理事会と県連合の理事会の代表がそれぞれ10名 (いずれも、そのうちの8名は被保険者、2名は雇主)、上下院議員3名、労相代理4名、蔵相と農相の代理3名、労相が任命した社会問題の専門家3名、医師・歯科医師・薬剤師等の団体の代表5名、農業共済組合の理事会代表3名、共済組合高等評議会代表2名、供託金庫局長 (directeur général)、保証一般金庫の理事長と局長などであった。(法第68条7, 8項)

高等評議会は、社会保険の実施に関連して労相から委託されたあらゆる問題を審議するが、主要には社会保険法によって規定された諮問と裁判権に関する機能を果たす。

高等評議会は、次のような場合には諮問機関として機能した。

(1) 初級金庫が疾病保険の現物給付に対する被保険者の自己負担率を引き下げたり、半給 (疾病による休職の際に支給される現金給付で、傷病手当金に相当) の待期期間 (30年法の規定では5日) を引き下げようとする場合、高等評議会の同意を得なければ認可を受けられない。(法第4条6項)

(2) 初級金庫の承認を取り消すデクレは、高等評議会の承認取り消しの答申 (avis) に基づいて出されねばならない。(法第27条3項)

(3) 金庫の流動資産は高等評議会の同意があった場合のみ、森林や再植林用地の取得に使用できる。(法第31条1項)

(4) 保険金庫の財政能力と保証平衡基金の財政能力とを同時に超えてしまう資金不足や、老齢保険と廃疾保険に振り向けられる拠出金の積立率 (taux de capitalisation) の低下から生じる加算連帯基金の赤字が確認されると、

---

12) *Ibid.*, p. 186, n<sup>os</sup> 980-981.

デクレによって、給付率の引き下げや、必要とあれば、保険料額の引き上げが行われねばならないが、こうしたデクレは高等評議会の答申に基づいてコンセイユ・データにおいて発せられる。(法第33条8項)

(5) 積立方式の初級金庫が、本部の所在する県の外に地方支部を設立するには、高等評議会の答申が必要とされる。(法第44条1項)

また、裁判機関としては、高等評議会は、医師などの実際家の職業組合に金庫と協約を締結できる資格を付与するという点に関して係争が生じたとき、最終審として決定を下すことになっていた。これは、職業組合がその全国団体によって金庫と協約を締結する資格を付与されず、社会保険高等評議会常任部医薬部会に提訴したとき、そこで全国団体の主張が認められなかった場合には、高等評議会が職業組合に資格を付与するという決定を下すことになっていたということである<sup>13)</sup>。この場合、職業組合はその全国団体から協約締結の資格を付与される前に高等評議会の承認を得ていなければならなかった。(法第4条4項)

e

社会保険高等評議会の評議員50名のうち半数の25名によって常任部(section permanente)が構成された。この社会保険高等評議会常任部のメンバーは、上下院議員3名、労相代理3名、蔵相代理1名、供託金庫と保証一般金庫の局長のほか、初級金庫と県連合それぞれの理事会代表が3名ずつ(ともに被保険者2名と雇主1名)、農業共済組合の理事会代表2名、医師と薬剤師の団体の代表3名などであった。高等評議会と比べて、民間団体の代表の占める割合が大幅に減少しているといえよう。常任部は、技術と財政、管理と失業保障、法律、医薬の四つの部会(sous-section)に分けられた。医薬部会には医師2名、薬剤師1名が含まれることになっていた<sup>14)</sup>。

常任部も労相が議長を務め、高等評議会や労相から委託されたあらゆる問題について答申を出すことになっていた(法第68条9項)が、次の業務につ

---

13) *Ibid.*, pp. 186-188, n<sup>os</sup> 983, 991-993.

14) *Ibid.*, p. 187, n<sup>os</sup> 987, 989.

いては特に法律で定められていた。

(1) 1919年3月31日の年金法実施に伴って使用されることになった廃疾の程度を認定するための判定表のいかなる修正も常任部に諮問されねばならない。(法第10条2項)

(2) 非自発的失業の状態にある被保険者の権利を確保するために保険料から天引きされた拠出金によって、加算連帯基金に設けられた特別口座が黒字になった場合、黒字額の配分については常任部に諮問される。(法第23条4項)

(3) 常任部は、三者委員会(後述)の上訴審として機能する。

(4) 被保険者が認定された廃疾の程度を不十分だと思った場合や、疾病保険や廃疾保険の金庫(1934年7月1日までは保障一般金庫も含む)がその記録の新たな検査を必要とする判断した場合の、廃疾の程度に関する異議申し立ては、常任部が技術委員会(後述)の決定に対する上訴審となる<sup>15)</sup>。(法第10条3項)

### (3) 社会保険の訴訟制度

#### a

社会保険の実施に伴い、保険への登録、保険料の納入、給付の内容、金庫と職業組合との間に締結された協約の解釈、障害の程度の認定、金庫の認可等々の点で係争の発生が予想され、これらの訴訟を処理する制度も設定された。

法案の審議過程では、こうした訴訟の処理を普通法裁判所に委ねることも考えられたが、社会保険法の実施当初の多数の訴訟によって普通法裁判所が混乱することを恐れて、刑事上の法律違反の場合を除き、特別機関を設けて、それに訴訟処理を担当させることとした。特別機関としては、技術委員会、県委員会、郡委員会が置かれ、係争の内容に応じて業務を分担した。刑事訴訟は普通法裁判所に提訴されることになっていた。

---

15) *Ibid.*, p. 188, nos 994-997.

技術委員会 (commission technique) は、病状に関して、被保険者と金庫との間に生じたすべての係争を扱うものとされていた。(法第7条3項) 金庫は、疾病保険の実施条件に基づく一般的な管理を行うために、管理者、監督者、監督医 (médecins-contrôleurs)、訪問員等に必要な調査を行わせることができる。患者の監督を担当する監督医は、患者と主治医の關係に干渉することはできないが、治療について主治医と意見が一致しない場合、金庫に通知しなければならず、このとき、技術委員会に提訴され得ることになっていた。また、廃疾の程度の認定に関する異議申し立てがなされるのも技術委員会に対してであり、この場合には既述のように、社会保険高等評議会常任部が技術委員会の決定に対する上訴審となった。

この委員会は、主治医、金庫に指名された医師、治安判事によって選ばれた医師から構成されるが、終身不能が問題とされている場合には、第三の医師は民事裁判所長によって指名された専門医が選ばれることになっていた<sup>16)</sup>。

b

県委員会 (commission départementale, セーヌ県とセーヌ・エ・オワーズ県では県際委員会) は、金庫と實際家の職業組合または診療施設 (établissements de soins) との間に締結された協約から生ずる問題点を調査検討し、協約の実施に伴って当事者間に生じた係争や金庫によって設定された責任料金表の実施による係争を調停すること、並びに疾病保険の業務部門内や業務部門間に生ずる困難な問題を予防し、解決するとともに必要な制裁を科することを担当する。県委員会は、金庫の代表、医師等の職業組合の代表、労働大臣と厚生大臣 (ministre de la Santé publique) の代表の三者から構成されるので、三者委員会 (commission tripartites) ともいわれた。1930年7月25日の政府規則によれば、県委員会は、労相と厚相の代表各1名、県内で疾病・出産保険と廃疾手当を実施している金庫の代表4名、金庫と協約を締結した職業組合の代表4名 (そのうち、医師組合の代表3名、薬剤師組合の代表1名)、公立の病院と救済院 (hospices) の管理委員会の代表2名

16) *Ibid.*, p. 257, n<sup>os</sup> 1472-1475.

の計12名から構成されることに決められ、医療職関係の代表が半数を占めることになっていた。代表の任期は2年であるが、再任され得ることになっており、また、各代表には補欠者が置かれていた。県委員会が歯科に関する問題を扱うときは、3名の医師のうちの1名は歯科医の職業組合の代表が務め、また、金庫と協約を締結した職業団体であって代表を出していない団体は、その団体の利益に係わる問題の場合、投票権はないが発言権をもって討論に参加する代表を1名任命できるということになっていた。県委員会の委員長と副委員長は県知事が任命した。この委員会の決定は社会保険高等評議会常任部に上訴することができた。(法第7条5項)<sup>17)</sup>

## c

郡委員会 (commission cantonale) は、社会保険法やその施行のための規則によって、取扱いが所定の機関に割り当てられていないすべての係争の処理を担当する。したがって、郡委員会の権限は非常に広範囲にわたる。県事務局による保険への登録や被保険者の抹消を宣告する決定や保険料納入を必要とする旨の決定に対する異議申し立て、初級金庫理事会の選挙の有効性や県委員会への代表の指名に関する係争も郡委員会が処理する。審理を担当する郡委員会は被告人の居住地の郡委員会であるが、登録や抹消などの場合、その当人の勤務地の郡委員会に訴訟が提起される。郡委員会は、委員長である治安判事、雇主、被保険者各1名の3名で構成され、治安判事の書記が補佐する。これらの雇主や被保険者は初級金庫の理事以外から選ばれねばならず、その任期は3か月で、県事務局は毎年年初に、年間の郡委員会のメンバーとして郡ごとに雇主と被保険者を4名ずつおよびその補欠者を1名ずつ選出する。郡委員会の決定は民事裁判所に控訴することができ、民事裁判所の決定は、それが社会保険法に違反している場合には、破棄院民事部に上告できることになっていた。(法第63条)

社会保険法は、被保険者の加入登録や保険料の納入に関する法の規定に従わない雇主、給付の取得を目的として虚偽の申告や不正行為をした人、不正

17) *Ibid.*, pp. 257–259, nos 1477–1481, 1483, 1487, 1489.

行為を働いた社会保険機関の管理者や医師等、軽罪にあたる行為の実行者に対して厳格な刑事罰を定めていた。(法第64-67条)ただし、被用者が若干の義務に従わなかった場合に対しては罰則を設けなかった。また、政府規則によって、社会保険高等評議会、同評議会常任部、保証一般金庫、県委員会の選挙の有効性や選挙人名簿に関する異議申し立ては労相に提起されることとされた。このことについての労相の決定や労相の権限である金庫の認可の拒否や撤回はコンセイユ・デタに上訴できることになっていた。(法第27条)<sup>18)</sup>

## 2. 法案審議過程における社会保険の管理運営機構

### a

社会保険法が議会で審議される過程において、その管理運営機構をめぐる問題は一つの大きな争点となっていた。ここでは、こうした側面に焦点を当てながら、その審議経過を見てみよう。

第一次大戦後に社会保険が構想された最初の段階から、その管理運営機関として金庫制度が考えられていた。これは、ドイツ社会保険制度の影響もあったが、疾病保険等の活動を行っている共済組合が広く普及しており、これを社会保険制度の中に組み入れねばならないという事情が大きく作用していた<sup>19)</sup>といえよう。社会保険法案は1920年7月23日の法案研究のための委員会の設立から準備が始められ、1921年3月22日にブリアン内閣の労働大臣ヴェンサン(Daniel Vincent)によって政府案として初めて下院に提出された<sup>20)</sup>。

---

18) *Ibid.*, pp. 259-261, n<sup>os</sup> 1490-1493, 1495, 1497-1499, 1502-1505, 1507-1508. Paul Pic, *Traité Élémentaire de Législation Industrielle — Les lois ouvrières*. sixième édition, Paris, Arthur Rousseau, 1931, pp. 1045-1047, n<sup>o</sup> 1439, 邦訳『労働法(改訂第6版)』下巻, 協調会発行, 1933(昭和8)年, 686-688頁。

19) Henry G. Galant, *Histoire politique de la Sécurité sociale française 1945-1952*, Paris, Librairie Armand Colin, 1955, p. 10.

20) Aimé Rey, *La Question des Assurances sociales*, Paris, Librairie Félix Alcan, 1925, pp. 5, 55.

この案によれば、全国は約25の地域 (région) に分けられ、それはさらに人口1万人以上の郡や市町村ごとに地区 (section) に分けられ、各地域に一つの保険地域金庫 (caisse régionale d'assurance), 各地区に一つの地域金庫の支店 (succursale de la caisse) が設置される。地域金庫は、賦課方式の危険に対する保険、老齢保険、廃疾保険、準備金、管理費の五つの口座をもち、保険料の徴収を行うが、被保険者の加入登録は地域事務所 (office régional) が担当する<sup>21)</sup>。金庫においてもその支店においても、理事会のメンバーは、半数が被保険者、残りの半数が雇主と公益代表に折半して割り当てられることになっていた。共済組合、職業組合、雇主や労働者の組合、企業にも保険金庫を設立する資格が与えられていたが、政府案は、地域金庫を社会保険制度の基本的機関として位置付け、共済組合等の保険金庫を補足機関と見なしていた。すべての被保険者は、共済組合等の金庫への加入を届け出ない限り、地域金庫に加入するものと推定され、また、廃疾保険の管理と保険料の徴収は地域金庫にだけ認められていた<sup>22)</sup>。

政府案の描く社会保険制度は、1930年の社会保険法で結実する制度とはかなり異なるが、保険金庫の構造にはその萌芽が見られるといえよう。しかし、共済組合を低く評価し、国家主義的だといわれた<sup>23)</sup>政府案は、共済組合や雇主の団体からの抗議によって、下院社会保険委員会で多くの修正を蒙ることになる。

b

下院社会保険委員会は、関係団体の意見の聴取して、政府案の審議に多くの時間を割いた後、グリンダ (Eduard Grinda) に報告の作成を委ねた。彼は1923年1月31日に下院委員会に報告を提出し<sup>24)</sup>、それをもとに更に審議が進められた。下院委員会では、地域金庫が原則的に全被保険者にすべての

21) *Ibid.*, pp. 103, 105.

22) *Ibid.*, pp. 69-74, 77-79, 298-300.

23) Marcel Porte, "La Mutualité et les Assurances sociales", *Revue d'économie politique* (以下, *R. E. P.* と略称), 1926, p. 721.

24) Rey, *op. cit.*, pp. 84-86.

保険を保証するという、地域金庫に特権的地位を与えた政府案の制度を改めた。農業を対象に特別制度が設立されることとなり、各職業別に金庫を設けるという主張は斥けられたが、すべての職業の被保険者に共通の社会保険制度とするという政府案の意図が崩された。地域金庫に代えて地域保険金庫連合（union des caisses d'assurance de la région）を設置し、この連合が地域内のすべての保険金庫を、共済組合部門、農業部門、組合部門、いくつかの職業別部門、自治部門に分割して結集することになっていた。共済組合や雇主や組合は、承認（agrément）を必要とせず届け出（déclaration）だけで金庫を設立できるものとされ、被保険者は所属している共済組合の金庫に加入の選択をするものと推定されることになり、いまやこれらの金庫が基本的制度として位置付けられた。政府案で地域金庫だけに認められた廃疾保険の管理は、地域保険金庫連合の下に置かれた特別金庫によって組織されることになっていた<sup>25)</sup>。

下院では、その委員会と圧力団体によって作成された法案を、選挙が近かったのでたいして審議もしないで、1924年4月8日に満場一致で可決した。下院は、可決した法案が上院でも早期に可決され、実施に移されることを要望していた<sup>26)</sup>。

c

下院で可決された法案を付託された上院の衛生・扶助・社会保険委員会では、新しい法案を作成するという事で下院の法案を放棄してしまい、1924年秋、その委員長であるショオヴォ（C. Chauveau）が審議の基礎となる草案の作成を同僚に委託した。このようなことが行われたのは、この時代には基礎データが確実でなかったからであるという<sup>27)</sup>。ショオヴォは1925年に委

---

25) *Ibid.*, pp. 102–103, 105, 107–109, Henri Hatzfeld, *Du paupérisme à la sécurité sociale — essai sur les origines de la sécurité sociale en France 1850–1940* —, Paris, Librairie Armand Colin, 1971, pp. 164–165.

26) *Ibid.*, p. 144, Porte, “La Mutualité et les Assurances sociales”, *R. E. P.*, 1925, p. 605.

27) Hatzfeld, *op. cit.*, p. 145.

員会に報告を提出し、さらに1926-1927年にかけて三つの補足報告を行った。上院委員会の草案<sup>28)</sup>では、共済組合金庫、組合金庫、県労働者金庫 (Caisse départementale ouvrière) の三種類の保険金庫が置かれ、これらは、県連合を組織し、すべての危険に対して保障することになっていたが、人口5千人以下の小都市では、疾病・出産の危険のために共済組合を利用することになっていた。これらの金庫は、保険料を徴収し、それを運用することが認められていたが、加入者数が3千人以上か、年間の拠出金が100万fr.以上か、準備金 (réserve) が150万fr.以上かのいずれかに該当しないと保険金庫として承認されないことになっていた。金庫の自由選択、共済組合員の金庫加入の推定、理事会メンバーの少なくとも半数は被保険者とするなどの規定は継承されていたが、ジョヴォ案は、混乱した不正確な方法で保険の管理を官僚的なものにしたといわれた。<sup>29)</sup> 共済組合に対する評価は法案ごとに高まっていったというが、上院委員会では、すべての社会保険の機関を共済組合法の制度下に置くということが明確にされた。すでにグリンドが社会保険は巨大な共済組合でしかないと述べていたが、上院はそれを現実のものとし、それに法律的な価値を与えたのである<sup>30)</sup>。

1924年5月の選挙の結果、左翼連合の政府が誕生し、1926年まで続く。この政府は経済問題で産業界から反発をかっていたので雇主等が反対する社会保険法を推進することができなかった<sup>31)</sup>が、諸外国と比べて制定が遅れてい

---

28) 上院委員会の草案の保険金庫に関する規定は、C. Chauveau, *Loi sur les Assurances sociales — Commentaire juridique, financier et administratif* —, Paris, Librairie Générale de Droit et de Jurisprudence, 1928, pp. 1140-1146, 参照。

29) ジョヴォは社会保険と個人保険を同じように考えていたと、アントネリは述べている。Antonelli, *op. cit.*, p. 79. とはいえ、上院における当初の独自の法案も多くの場合、検討と周囲からの圧力によって、原案や下院の法案にかなり近いものに修正されていったと見なされている。Romain Lavielle, *Histoire de la Mutualité — Sa place dans le régime français de la Sécurité sociale* —, Librairie Hachette, 1964, p. 88.

30) Porte, *art. cit.*, *R. E. P.*, 1925, pp. 605-607 et *R. E. P.*, 1926, pp. 721-722.

31) Hatzfeld, *op. cit.*, pp. 145-146.

る社会保険法の法案を、上院でも廃案にしてしまうことはできなかった。結局、上院は、一月ほど審議した後の1927年7月7日に社会保険法案を可決した。

d

上院で可決された社会保険法案は再度下院社会保険委員会に戻されたが、これは下院にとってまったく不満足なものだった。しかし、社会保険法の成立をこれ以上遅らせないために、どんな上院の法案でも受け入れようとする考えが支配的であった。かくして下院は、そのときに提出された上院法案の修正案を否決した後で、次の議会会期に首相が改めて修正案を提出することにして、1928年3月14日に上院の社会保険法案を可決した<sup>32)</sup>。この1928年の社会保険法でも、これまでの審議の過程で受け入れられてきた幾つかの点、すなわち、共済組合、職業組合、雇主制度などが保険金庫として社会保険の実施を担当すること、共済組合員の共済組合の金庫への加入の推定、保険金庫の共済組合形態の採用、金庫理事会のメンバーの半数を被保険者とするなど、などは継承されていた。しかし、基本的な点で28年法は従来の法案と異なっていた。一つは、県金庫（例外的には県際金庫）が設立され、共済組合等の保険金庫である初級金庫に対して優越的な地位を占めていたということである。県金庫は次の三つの役割を担っていた。(1) 県内の全被保険者のための会計金庫として、県金庫は、登録した被保険者に各自の口座を開設する。また雇主から保険料を受け取り、初級金庫に対して、その加入者一人ひとりのために、金庫がカバーする危険に相応する保険料の部分を移譲する。(2) 県金庫は、県内のすべての初級金庫の再保険金庫であり、平衡金庫であって、初級金庫のあらゆる活動は県金庫の責任と保証の下で行われる。このために、県金庫は、賦課方式の危険に相応する保険料額の10%を控除する。(3) 県金庫はまた、金庫を選択しなかったすべての被保険者のための予備の初級金庫でもある<sup>33)</sup>。また、初級金庫が、疾病、出産、死亡、廃疾の看護

32) *Ibid.*, p. 147.

33) Tissier, Closset et de Sardan, *op. cit.*, p. 191, n° 1004.

という賦課方式の危険を管轄する初級金庫と、老齢と廃疾の危険を管轄する初級金庫に分けられたのも、従来の法案には見られない点であった。下院では認められた農業の特別制度設立も、30年法では復活するが、28年法では否定されていた。

1928年4月の選挙でポワンカレの政策が信任された後で、政府は、県金庫の役割の縮小<sup>34)</sup>やすべての金庫における労使同数代表制の導入などを盛り込んだ28年法の修正案を提出した。1929年3月19日にこの修正案が公表されると各方面から反対の運動が起こり、7月にこれは撤回された。二番目に提出された部分的な修正案は1929年8月5日法となったが、1929年7月26日に上院事務局に提出された第三の修正案が1930年4月30日の社会保険法となったのである<sup>35)</sup>。

### 3. 社会保険金庫の構造

#### (1) 初級金庫

##### a

フランスの社会保険制度の一つの主要な独自性を構成している社会保険金庫については、それが社会保険の機構全体の中においてどのような位置を占めるかということをすでに説明したが、ここでは、さらに組織の内部にまで目を向けてその具体的な様相を見てみよう。

社会保険金庫には賦課方式の初級金庫と積立方式の初級金庫とが区別して設けられたということはすでに述べた。前者は疾病、出産、死亡、廃疾の看護の四つの賦課方式の危険の全体を管轄することになっていたが、唯一の例外として、出産前診察、乳児診察、訪問婦サービスなどの専門的サービスを

---

34) 労働組合、特にCGTは県金庫の機能の強化を求めていたが、共済組合はこうした「国家による保険」の方向に反対し、「私的イニシアティブによる保険」を求めていた。Lavielle, *op. cit.*, pp. 98-99, 101.

35) Hatzfeld, *op. cit.*, pp. 148-150, Porte, "La Mutualité et les Assurances sociales", *R. E. P.*, 1930, p. 987.

実施していた既存の母性共済組合（*mutualités maternelles*）は、その活動実績が評価され、賦課方式の初級金庫の付属機関となって、金庫の加入者の保険料のうち出産に割り当てられる拠出部分を受け取り、出産だけを対象とした活動を行うことが認められていた<sup>36)</sup>。（法第26条2項）

一方、積立方式の初級金庫は老齢の危険だけか、老齢と廃疾の二つの危険を管轄することになっていたが、廃疾だけを扱うことが認められなかったのは廃疾の危険は老齢の危険を補足するものと考えられていたからであった<sup>37)</sup>。賦課方式の初級金庫は積立方式の危険を扱うことを禁止され、積立方式の初級金庫は賦課方式の危険を扱うことを禁止されていた（例外については後述）。いずれの初級金庫も、共済組合法によって共済組合連合に認められていた薬局の設立を禁止された。

被保険者は加入する初級金庫を自由に選択することができたが、共済組合に対する譲歩として、共済組合員である被保険者は、その共済組合に属する初級金庫に加入するものと推定されることになっていた。（法第26条3項）加入の推定を適用されたくない場合や複数の共済組合に加入している人の場合は、加入を希望する金庫を選択することになっていた<sup>38)</sup>。

b

賦課方式の初級金庫の最低定員はどのくらいが適当かという問題は社会保険法制定過程で活発に議論された。収支を均衡させる上で十分な数の加入者を集める必要もあったが、賦課方式の金庫は効率的な管理という点からは加入者が少ないほうが良いと考えられており、金庫にはそれぞれの事情もある

---

36) 28年法では、母性金庫も認められていた。Tissier, Closset et de Sardan, *op. cit.*, p. 192, n° 1010.

37) *Ibid.*, p. 203, n° 1103.

38) 1935年10月28日のデクレ・ロワによって、賦課方式（疾病・出産保険）の金庫は積立方式（老齢・廃疾・死亡保険）の金庫と連結されることになった。かくして、被保険者は賦課方式の金庫を選択して加入すれば、同時にそれと連結している積立方式の金庫に加入することになる。これは金庫の連結の原則（*principe du jumelage*）と呼ばれた。Antonelli, *op. cit.*, p. 47, Lavielle, *op. cit.*, p. 122.

といわれた。28年法は最低定員を定めなかったが、1929年3月30日のデクレは、すべての賦課方式の初級金庫は500人以上の加入者を集め、その半数以上は40歳以下でなければならないと定めた。しかし、30年法の審議の過程においてこの規定は削除され、30年法では再びこの点については何も記載されなかった。コンセイユ・デタは1930年7月25日の政府規則によって、「賦課方式の金庫に関しては、承認は一時的に与えられ、一年間の活動の後に、金庫が管理運営費用を支払い、普通に契約を果たすことができるということを証明した場合に、正式に承認が与えられる」として、活動中であるということを示したすべての金庫を承認することとした。収支が均衡すれば、小さな金庫でも認められることになったわけである<sup>39)</sup>。

積立方式の初級金庫では、大数法則が厳格に作用するので最低定員を定められないわけにはいかないと考えられた。1930年7月25日の政府規則は、共済組合自治金庫に要求されている最低定員の条件を満たしたときに、すなわち2千名以上の加入者や加入予定者がある場合に、積立方式の初級金庫として承認されるとした。ただし、雇主金庫は、コンセイユ・デタのデクレによって、最低定員の条件を満たさなくとも認可されうるようになっていた<sup>40)</sup>。

賦課方式と積立方式いずれの初級金庫も、原則として、本部の所在する県の中で活動しなければならないとされていたが、県際初級金庫と複数の県に跨って設立された既存の共済組合が一つの県の枠を越えた活動領域を有すること、および積立方式の初級金庫である雇主金庫や共済組合自治金庫が社会保険高等評議会の同意の下に、本部のある県の外に地方支部を設置することは認められていた。事実上、賦課方式の初級金庫が活動領域を制限されていたといえよう。こうした地理的な活動領域の制限は、賦課方式の危険の管理には大きすぎる金庫は適切ではないという考え方<sup>41)</sup>に対応するものだったと

39) Tissier, Closset et de Sardan, *op. cit.*, p. 193, n°s 1015-1016.

40) *Ibid.*, pp. 203-204, n° 1107.

41) Émile Fleury, *Commentaire pratique et critique de la loi du 5 avril 1928 sur les Assurances Sociales*, Paris, Librairie du Recueil Sirey, 1929, p. 96.

いえよう。また、被保険者の勤務地と居住地が金庫の活動領域である同一県内にない場合、その人は勤務地のある県内の金庫に加入するが、その金庫はその人の居住地で給付の業務を行えないので、居住地のある県の金庫と契約を結んで給付を立て替えて支給してもらうことができるということになっていた<sup>42)</sup>。

c

28年法では県金庫に連合体を設立する権利を認めただけであったが、30年法では賦課方式の金庫も積立方式の金庫も、すべての初級金庫に地方連合や全国連合会として結合することを認めた。これらの連合体は、公衆衛生の組織化、予防や治療の施設、退職者施設の建設のような利害の共通する事業の実現を目的としていた。賦課方式の金庫もこうした公衆衛生・保護制度の発展によって、また負担の分割によって、大きな利益を得られると考えられた<sup>43)</sup>。

d

金庫の法律上の形態については、法人格の享受、設立母体からの区別、共済組合形態の採用という三つの原則が重視されていた。(1) 初級金庫とその連合体は法人格を享受し、それに伴うすべての権利を有する。それらは、共済組合法の適用を条件として、契約を締結し、財産を現物で所有し、裁判に出廷することができる。また金庫は、裁判やその他の活動において金庫を代表する法定代理人を置かねばならない<sup>44)</sup>。(2) 金庫はそれを設立した組合や組合連合体の法人格とは別の法人格を持ち、それらの機関から独立して管理されなければならない。(法第29条2項) 共済組合によって設立された金庫の場合、両者はそれぞれ別の共済組合リスト登録番号を持ち、共済組合の理事会が金庫の理事会を兼ねる場合も(この場合、少なくとも理事会の半数は被保険者でなければならない)、両者は別々の会計を持ち、別々に管

42) Tissier, Closset et de Sardan, *op. cit.*, pp. 192-193, n°s 1012-1014, p. 203, n° 1106, p. 214, n° 1147.

43) *Ibid.*, pp. 193-194, n° 1017, p. 204, n° 1108.

44) *Ibid.*, p. 194, n°s 1019-1020, p. 204, n°s 1109, 1111, p. 206, n° 1124bis.

理されなければならない。(3)すべての社会保険金庫は共済組合の形態を採る。すなわち1898年4月1日の共済組合法の規定に従って設立され、運営される。共済組合リストへの登録も要求される。ただし、雇主金庫や積立方式の初級金庫は共済組合形態を採らなくともよく、共済組合リストに登録しなくてもよいことになっていた<sup>45)</sup>。

原則として、すべての金庫に共済組合形態の採用が義務づけられ、社会保険が共済組合法の下に置かれることになったということは、社会保険法の実施によって消滅させられることを恐れていた共済組合に対する大きな譲歩であって、このことにより、社会保険は共済組合の強制的な一般化であるような外観を呈した。こうした規定が、現在に至るフランス社会保障の共済組合的伝統の確立に大きく貢献したことは間違いない。しかし、共済組合法がどのような役割を演ずるのかということは明瞭だったわけではない。上院委員会において社会保険法の法案を作成するとき、共済組合の法的枠組みを示すために、社会保険金庫は共済組合法の第3、4、5、6条の条項<sup>46)</sup>の規定に従うとする条文(第26条1項)を置くことも考えられたが、内容を限定してしまうよりも、単に共済組合法に準拠するとしておいた方が、法の解釈や実施において有利であると考えられ、共済組合高等評議会のこうした要望に上院委員会も同調して、「(社会保険諸機関は)1898年4月1日の共済組合法の一般的规定(*prescriptions générales*)に従って設立され、運営される」という曖昧な規定が取り入れられたのであった。「共済組合」の意味するところの不明瞭さは意図的に作られたものだったのである。とはいえ、共済組合の方法(*formule mutualiste*)とは、理事会が加入者全員の総会によって選ば

45) *Ibid.*, p. 194, n° 1021-1024, p. 195, n° 1033, p. 204, n° 1112.

46) 共済組合法の第3条は、共済組合の構成員(普通会员と名誉会員、女性と未成年者)、役員資格、秘密投票による理事の選出などを規定し、第4条は、共済組合設立の手続きとして、組合規約や役員リストを県知事に提出することを規定している。第5条では、組合規約で規定しなければならないこととして、会員の加入や除名、普通会员の義務と利益、理事会の構成や権限、退職年金の実施方法など11カ条が示され、第6条では、委任状や選挙の有効性に対する異議申し立ての方法について定めている。Chauveau, *op. cit.*, pp. 1194-1196.

れることを意味しているといわれ、社会保険や金庫の管理が当事者である被保険者や雇主または専門家に任せられていることであるとか、資金を自ら管理することであるともいわれた。あるいは、社会保険法で規定されていない部分について共済組合法の規定を援用することがその実質的内容であるとも考えられた<sup>47)</sup>。

e

賦課方式の初級金庫を設立する資格が与えられた団体は、共済組合とその連合体、職業組合とその連合体、農業共済保険・再保険金庫とその連合体であり、被保険者の自発的団体や雇主制度も認められた。社会保険初級金庫としての承認を労相に申請する場合、金庫は、次の条件を満たしていなければならなかった。(1) 共済組合リストに登録されていること。ただし、雇主制度とか、共済組合自治金庫などの積立方式の金庫には、この条件は課されない。(2) 社会保険法に規定された活動以外の目的を持たず、追求せず、政治的・宗教的なすべての議論が禁止されており、これらが金庫の規約に明示されていること<sup>48)</sup>。

承認申請書類には金庫の規約や管理運営に責任を負う人々全員の住所と氏名のリストも添付される。承認の決定は労相によって、賦課方式の金庫に対しては一時的資格として与えられ、順調に活動できれば一年後に正式資格となる。承認が拒否された場合や撤回された場合には、コンセイユ・デタに上訴することができた。承認が撤回されるのは次の場合であった。(1) 金庫が契約を果たさなくなる。(2) 金庫がその活動の基礎になっている条件を満たさなくなる。(3) 不正行為や財政均衡の欠如が認められる。これらの評価にはデリケートな面も含まれるので、判断を委ねられたコンセイユ・デタには広範な判断の権限が与えられていると考えられた<sup>49)</sup>。

---

47) Porte, *art. cit.*, R. E. P., 1926, p. 722, Hatzfeld, *op. cit.*, p. 166, Fleury, *op. cit.*, p. 94, Chauveau, *op. cit.*, pp. 568-569, 579.

48) Tissier, Closset et de Sardan, *op. cit.*, pp. 194-195, n<sup>os</sup> 1027-1028, 1032, 1034, p. 205, n<sup>os</sup> 1117-1118.

49) *Ibid.*, pp. 195-196, n<sup>os</sup> 1036-1039.

f

金庫の加入者には共済組合と同様に、普通会員と名誉会員がある。金庫に加入しているまたは加入していると推定される強制被保険者と金庫の理事会によって加入が認められた任意被保険者が普通会員となる。金庫は欲するままに加入を制限する措置を採ることができ、任意保険をまったく扱わないこともできるが、強制被保険者に医療検査を課することはできない。名誉会員には金庫の理事会メンバーである雇主や医師等の実際家のほかに、金庫の運営に携わったり、サービスを提供してくれるあらゆる人々を含むことができるが、誰を選ぶかは金庫の自由に任された。

金庫は設立されると、第一回総会開催までは設立母体となった団体の理事会によって管理される。金庫の加入者と設立母体の団体のメンバーが出席して開かれる第一回総会では、規約が承認され、理事会が選出される<sup>50)</sup>。規約は社会保険法に従い、共済組合法の一般的枠組みの中で作成され、金庫はそれに従って管理される。また、モデル規約によれば、総会には定期総会と、会長が必要と認めたときや加入者の4分の1以上が理事会メンバーの半数以上から要求されたときに開かれる臨時総会があり、定期総会では、理事会から提起された問題について決定を下し、提出された報告を聞くこととされていた。金庫加入者は総会への出席を代表 (*délegués*) に委任することができた。こうした代表の数は理事会のメンバーの数の二倍以上でなければならず、総会は、委任も合わせて、加入者数の4分の1以上の出席で成立する<sup>51)</sup>。

理事会は最低18名のメンバーから成り、その半数は選ばれた被保険者、2名は医師などの実際家、6名は雇主の代表と決められていた。(法第26条9

---

50) 28年法では、初級金庫設立時の臨時理事会 (*conseils provisoires*) は大臣によって指定され、3か月以上は存続できないとされていた。30年法では、こうした規定は削除され、初級金庫は、法施行日より3か月以内に開催される第一回総会によって正式な理事会が選出されるまでは臨時理事会が管理すると規定した。(法第26条7項)ところが、臨時理事会は年々のデクレによって延長を認められ、1935年になっても活動していた。1935年10月28日のデクレ・ロフは、こうした現状を追認して、猶予期間の規定を廃止してしまった。Antonelli, *op. cit.*, p. 49.

51) Tissier, Closset et de Sardan, *op. cit.*, p. 198, n° 1054.

項) それ以外のメンバーは各金庫が自由に選出できるようになっていた。実際家や雇主代表は保険料抛出の有無にかかわらず、総会で認められた名誉会員として理事会に参加する。雇主と無関係に形成されている金庫の場合、雇主を理事会の理事としないことも可能であった。医師などの実際家の理事は、金庫と実際家の職業組合との間に協約が締結されている場合には、その組合から提出されたリストによって総会で選出し、そうでない場合には実際家以外の理事たちによって選ばれる<sup>52)</sup>。金庫の管理者 (administrateurs) となるのはフランス人で、その職は無報酬である。一般職員には報酬が支払われる。(法第29条4項) 管理者は過失があった場合には責任を追及されうるし、不正があった場合には罰則を科される。

金庫理事会の構成に関する規定は28年法の規定を引き継いだものである。ここで労使同数代表制とされなかったことに対して雇主側は強く反発していた。雇主は金庫への国家干渉に反対すると同時に、その管理において卓越した地位を求めていた。特に大雇主の場合、社会保険による負担の増加よりもその支配権が問題だった。法案審議の過程において、雇主は一貫して、労使は保険料の半分ずつを負担するのであるから労使は同数代表でなければならぬと主張していた。一方、労働者の側では、管理権を獲得すれば労働者の抛出分も雇主に転嫁できるものと考えていた。前世紀末のドイツ社会保険制度下のストラスブールでは、労働組合が選挙で保険金庫の管理運営機関のメンバーの過半数を獲得した結果、給付が改善され、金庫の活動も活発化したという例もあった。CGTは、雇主の保険料を「生産からの天引き」に代えることによって、雇主からの抛出をなくし、雇主の金庫管理への参加権を奪おうとさえ考えた。28年法審議の際、下院の報告者アントネルリ (Etienne Antonelli) は、被保険者が絶対多数を占める原則とは、社会保険の資金が被保険者の専有財産として集められ、彼らによって管理されねばならないということであると述べ、少数の雇主から有益な忠告を受けながら、被保険者自身が金庫を管理するように期待されているのだということを明らかにした。

---

52) *Ibid.*, p. 198, n°s 1057-1060.

しかし、経験のない10人の労働者よりも数人でも知識のある人の方が大きな力をもつともいわれ、理事会の自主性をほとんど奪い取ってしまう多くの管理規則が課されることにもなった<sup>53)</sup>。

g

県初級金庫の機構も、若干の点を除けば、基本的に他の賦課方式の初級金庫のそれと同じである。主な相異点としては、私的イニシアティブに基づく自由金庫が加入条件を設けることによって加入者を選ぶことができたのに対して、県初級金庫は選ぶことができないということ、および一般の賦課方式の初級金庫が農業以外の被保険者だけを対象としていた（農民は農業共済組合に加入する）のに対して、県初級金庫は農業と農業以外の双方の被保険者を加入対象としていたということが指摘できる。そのため、県初級金庫には、他の初級金庫に属さない非農業の被保険者の部門と農業共済組合に加入していない農業の被保険者の部門とがあり、それぞれがさらに強制保険と任意保険に分けられていた。

## (2) 積立方式の初級金庫

積立方式の初級金庫の制度が賦課方式の初級金庫の制度と大きく異なる点の一つは、基本的に、賦課方式の初級金庫が1930年社会保険法施行日以降に新設されることを予定されているのに対して、前者においては、既存の組織が積立方式の初級金庫になるだけであって、積立方式の初級金庫というものが新たに設立されるわけではないという点である。積立方式の初級金庫となることを認められたのは、前に述べたように、法の施行日前に承認されていて、一定数以上の加入者をもつ、1898年4月1日付の共済組合法による共済組合自治金庫 (caisses autonomes mutualistes), 1910年4月5日付の労働者農民退職年金法による労働者退職年金金庫 (caisses des retraites

---

53) Fleury, *op. cit.*, p. 104, Hatzfeld, *op. cit.*, pp. 164, 251, 266, Porte, "La Mutualité et les Assurances sociales", *R. E. P.*, 1928, p. 1008 et *R. E. P.*, 1929, p. 927, Rey, *op. cit.*, p. 371 et s.

ouvrières), 商工業の事業所や雇主組合によって設立された退職年金雇主金庫 (caisses patronales de retraites)である。これらの金庫は、それ自体とは別個に、積立方式の初級金庫を新たに設立するように求められたわけではなく、従来の金庫の機構を維持しながら、したがって、賦課方式の初級金庫に要求された共済組合形態の採用や共済組合リストへの登録も強制されず、積立方式の初級金庫として業務を行うことができるわけである。自治金庫や労働者退職年金金庫を管理している共済組合やその連合体、退職年金雇主金庫を管理している雇主制度は、自治金庫や労働者退職年金金庫や退職年金雇主金庫が積立方式の初級金庫となった後も、引き続いて直接にそれらを管理するものとされていた。ここでは、初級金庫の理事会の構成に関する規定(総数18名以上で被保険者が半数以上、雇主が6名、実際家が2名)も適用されない<sup>54)</sup>。モデル規則では、共済組合や雇主制度はその理事会の中に数人の理事から成る常任委員会 (commission permanente) を置き、それに金庫の日常の業務を担当させている。また、積立方式の初級金庫となる上述の諸機関は社会保険以外の活動も続けられるわけであるが、その場合、内部を二つの部門に分割するよう求められた。例えば、共済組合自治金庫は共済組合法に基づく活動部門と社会保険法に基づく活動部門とを持つ。雇主金庫についても同様である<sup>55)</sup>。

積立方式の初級金庫としての承認の取得の方法や条件、承認撤回の条件は、多くの点において賦課方式の初級金庫の場合と共通している。ただし、積立方式の初級金庫としての承認は、条件に適合していれば即座に正式の資格として与えられる。おのおのの共済組合やその連合体は一つの積立方式の初級金庫しか有することができない<sup>56)</sup>。

積立方式の初級金庫の制度が、賦課方式の初級金庫の制度と違って、既存

---

54) Tissier, Closset et de Sardan, *op. cit.*, p. 190, n° 1001, p. 202, n°s 1100-1101, p. 204, n° 1114, p. 206, n° 1123ter.

55) *Ibid.*, p. 206, n°s 1124, 1124ter.

56) *Ibid.*, p. 205, n°s 1115, 1117-1118, 1120-1123.

の機関の活用によって作られることになったのは、積立方式の危険を管理するのには経験が必要とされたという事情のほかに、すでに1910年労働者農民退職年金法によって積立方式の危険を管理する諸金庫が存在していたという事実の影響が大きいためであろう。社会保険法は、労働者農民退職年金法の業務を受け継ぐことによって、それを廃止することにしていたのである。労働者農民退職年金法の年金（労働者退職年金 *retraites ouvrières* という）の業務を担当したのは、老齢者退職年金全国金庫、退職年金県・地域金庫 (*caisses départementales ou régionales*)、共済組合金庫 (*caisses mutuelles*)、雇主金庫、組合金庫 (*caisses syndicales*) であり、労働者退職年金金庫と呼ばれたのであるが、これらは労働者農民退職年金法の実施状況の報告を取り纏め、労働者退職年金の業務の停止と社会保険制度への切り換えに備えることになっていた。1930年4月1日からは労働者農民退職年金法に基づく新規登録や年度更新票の交付が停止された。退職年金県・地域金庫は、労働者農民退職年金法の実施のために設立された代表的な労働者退職年金金庫であったが、廃止されることとなり、共済組合自治金庫との合併が図られることになった。他の労働者退職年金諸金庫も、社会保険制度の下で、自らが社会保険法の積立方式の初級金庫になるか、または積立方式の初級金庫となった既存の金庫と合併するかを選択することになっていた。(法第26条4項) 労働者退職年金の年金支払いなどの業務は、労働者退職年金金庫の業務を引き継いだ社会保険の積立方式の初級金庫が行い、労働者退職年金のいずれかの金庫への加入を選択せずに老齢者退職年金全国金庫の労働者退職年金部門に加入していた被保険者の場合は、引き続いて老齢者退職年金全国金庫がその業務を担当する。労働者退職年金諸金庫は社会保険法施行日現在の状況をまとめるが、その資産が赤字の場合はその金庫の活動を引き継いだ社会保険金庫の会計に引き継がれ、黒字の場合には、その半分は保証一般金庫の加算連帯基金に割り当てられ、残りの半分はその金庫が使用できるものとされた。老齢者退職年金全国金庫の労働者退職年金部門については、資産が黒字であれば、負債額を10%上回る額を超える部分は保証一般金庫に拠出し、赤字であ

れば保証一般金庫に補填してもらうことになっていた<sup>57)</sup>。

### (3) 高齢者退職年金全国金庫

社会保険制度の下で、高齢者退職年金全国金庫 (Caisse nationale des retraites pour la vieillesse, 退職年金全国金庫ともいう) は、加入する積立方式の初級金庫を選択しなかったり、労働者退職年金の県・地域金庫が共済組合自治金庫と合併しなかった県に居住する県・地域金庫の元加入者であったすべての被保険者のための共通の積立方式の初級金庫となった。(法第26条5項) 言い換えれば、県初級金庫が賦課方式の初級金庫の制度において果たしている役割を、積立方式の初級金庫の制度においては高齢者退職年金全国金庫が果たすことになったわけである。退職年金全国金庫にこのような役割を与えることに対して、社会保険法審議の過程において上院でも下院でも多くの異論が出された<sup>58)</sup>。分権化にそぐわないとして、県金庫にその役割を与えるようにと主張されたが、長期保険を管理するには経験が必要だということで高齢者退職年金全国金庫への委託が決まったのであった。社会保険法の実施のために、退職年金全国金庫には特別部 (section spéciale) と社会保険の任意保険の運営のための係 (sous-section) が置かれた。また、退職年金全国金庫特別部の諸問題を検討するための退職年金全国金庫高等委員会 (Commission supérieure de la Caisse Nationale des Retraites) や、それを補足するものとしての県諮問委員会 (Comités consultatifs départementaux) も設置された<sup>59)</sup>。

---

57) *Ibid.*, p. 208, nos 1128–1129ter.

58) 高齢者退職年金全国金庫は、社会保険立法過程において、はじめは社会保険制度からほとんど完全に排除されていたが、老齢保険において徐々に優越的地位を回復していった。Porte, *art. cit.*, *R. E. P.*, 1929, p. 926. なお、この金庫の1850年の設立以後の変遷については、19世紀末までであるが、次の論文が詳しい。Raoul Jay, “L’Assurance ouvrière et la Caisse nationale des retraites pour la vieillesse”, *Revue Politique et Parlementaire*, Tome 4, avril 1895, pp. 84–107.

59) 県諮問委員会は10人のメンバーから成り、半数は被保険者の代表。法第26条5  
(次頁脚注へ続く)

## (4) 雇主制度

共済組合と並ぶ私的イニシアティブの施設として、社会保険法審議の過程において、雇主制度 (*institutions patronales*) は特に立法者の注目を引き、30年法では雇主制度のために特別な規定が置かれた。(法第44条以降) 労働者退職年金金庫が変生したり、吸収されていく中で、雇主制度はその特徴を維持し、目的とする活動を追求することが受け入れられ、社会保険の初級金庫として機能することを認められたのである。ここで雇主制度というのは、その業務を雇主が担当している退職年金金庫、労働者や従業員の協力を得てまたは得ないで雇主によって民法上の団体や組合として組織された金庫、1895年12月27日法<sup>60)</sup>に従って認可された退職年金金庫、労働者農民退職年金法の退職年金雇主・(雇主) 組合金庫に関して規定した条項に従って設立された金庫のことであって、雇主金庫とも呼ばれ、社会保険法による恩恵を受けるには法施行日に存在し、雇主制度としての認可を得ていなければならない。その日以降は、原則として、雇主金庫はもはや新設されず、認可を得なかった金庫は清算され、その年金原資は高齢者退職年金全国金庫に移される。

すべての雇主制度は認可を申請するように求められていたといえるが、高齢者退職年金全国金庫や死亡保険全国金庫 (*Caisse nationale d'assurance en cas de décès*) などによって給付が保証されている若干の雇主制度は認可申請を免除されていた。雇主制度としての認可を申請する際には幾つかの条件が課されており、28年法では雇主制度への加入者数が条件とされたが、30年法では、加入者数の代わりに、金庫の財政状況が将来にわたる契約も保証しうるものであることが条件とされた。また、被保険者が企業を退職した場合や、抛出が個々人の口座に振り込まれない場合、あるいは年金額の計算方法などにおいて、受給者が不利にならないようにする条項を規約の中に置くことも条件とされていた。法の規定する条件を満たしている限り、認可申請は

---

項では、このメンバーは6人とされていた。Tissier, Closset et de Sardan, *op. cit.*, p. 209, n° 1131bis, 1132-1132bis.

60) この法律は、従業員のための退職年金・救済・将来準備の金庫について規定している。Pic, *op. cit.*, p. 719, n° 1042, 邦訳, 下巻, 185頁。

拒否されないことになっていた<sup>61)</sup>。

雇主制度としての認可を受けた後に、雇主制度は社会保険の初級金庫としての認可を申請することができた。雇主制度は元来、積立方式の危険を管理するものと考えられてきたが、1930年社会保険法以後は、特別の認可を得ることによって、賦課方式の危険を管理することも正式に認められることになった。この点について、28年法のときには、その規定（第44条1項）が不明瞭であったため、雇主制度に賦課方式の危険の管理が認められるか否かで論議が引き起こされたのであったが、30年法第44条3項は、労使の合意を条件として、雇主制度も賦課方式の初級金庫として活動できる旨を明記した<sup>62)</sup>。雇主制度が賦課方式の危険のために従業員の保険料を負担するときは、雇主制度の賦課方式の金庫に加入していない従業員のためにも同じ負担をしなければならない。これは、その従業員がすでに所属している金庫から雇主金庫へ移るのを防ぐためである。

すでに述べたように、雇主制度が初級金庫として活動するとしても、雇主制度には共済組合形態の採用や共済組合リストへの登録は強制されず、独自の運営を維持し続けることが認められており、その理事会にも被保険者代表や実家者の出席が義務づけられてはいなかった。しかし、その管理においては、社会保険部門と他の活動部門とを区別し、社会保険部門においては、賦課方式の危険と積立方式の危険の両方を扱う場合には、賦課方式と積立方式の二つの初級金庫を区別しなければならなかった。

雇主金庫が初級金庫として機能する場合、社会保険施設たる雇主制度は、労働協約や退職年金規則によってすでに決められている社会保険給付に相当する給付を引き下げたり、廃止したりすることはできないが、従業員や雇主に重すぎる負担を課さないために、両者の合意によって、拠出金を社会保険の保険料と同水準まで引き下げることは認められることになっていた。（法

---

61) Tissier, Closset et de Sardan, *op. cit.*, pp. 210–211, n<sup>os</sup> 1134–1136ter, p. 212, n<sup>os</sup> 1137ter, 1139bis, 1140ter.

62) *Ibid.*, p. 213, n<sup>os</sup> 1143–1143bis, 1144bis.

第44条3項) 雇主と従業員の半数以上との間で合意ができない場合には、仲裁委員会 (commission arbitrale) に提訴される。仲裁委員会は、高齢者退職年金全国金庫高等委員会、労働大臣、会計検査院、控訴院 (Cour d'appel) の代表各2名ずつと両当事者である労使の代表各1名の計10名によって構成される<sup>63)</sup>。

#### (5) 再保険県連合

28年法では県金庫が県内の賦課方式の初級金庫の再保険の業務を委託されており、県金庫に危険平衡部 (section de compensation des risques) が置かれていた。30年法では、「再保険のための社会保険金庫県・県際連合 (union départementale ou interdépartementale des caisses d'assurances sociales pour la réassurance)」が保証と平衡の機能を果たすことになり、賦課方式のサービスのために初級金庫に帰属する保険料の5%がそれに払い込まれることになった。(法第32条)<sup>64)</sup> この県・県際連合は、県内または県際域内の賦課方式の金庫が集まったもので、再保険の基金の管理を担当し、また、加盟金庫の満場一致の賛成によって、諸金庫の共通の利益となる保健施設の設置などの事業も行えることになっていた。各県連合は、所属する被保険者が10万人以上でなければならず、これを満たせない場合、隣接する県の県連合と合同して県際連合となる。県・県際連合も法人格を持ち、他の保険金庫と同様の活動ができる<sup>65)</sup>。

県連合の理事会は21名以上で構成され、被保険者代表が半数以上、医師1名と薬剤師1名を含む実家が3名、雇主代表が6名以上と決められた<sup>66)</sup>。この理事会の被保険者理事の選挙のために、各金庫は、金庫理事会の被保険

63) *Ibid.*, p. 215, n°s 1150-1151.

64) *Ibid.*, p. 247, n°s 1382-1383.

65) *Ibid.*, p. 248, n°s 1385-1387, 1389. なお、1935年10月28日のデクレ・ロワによって、県連合に代わって、地域連合 (unions régionales) が再保険の業務を担当することになる。廃疾手当と最初の5年間の廃疾年金の業務も地域連合の管轄に委ねられる。Antonelli, *op. cit.*, pp. 49, 52 et s.

66) Tissier, Closset et de Sardan, *op. cit.*, p. 248, n° 1392.

者理事の提案に基づいて指名された被保険者の代表1名を、県連合の総会に派遣することになっていた。県連合では、各金庫の被保険者代表は、所属する金庫の種類に従って次の五つのグループに分類される。(1) 共済組合やその連合体によって設立された金庫 (2) 労働組合やその連合体によって設立された金庫 (3) 被保険者自身によって設立された金庫 (4) 県・県際初級金庫 (5) 賦課方式の初級金庫として活動することを認められた雇主制度。五つのグループは、グループに含まれる金庫の加入者数に比例するようにグループの各々に理事の定数を配分し、こうした配分で残った理事のポストがあれば、比例配分でもっとも大きな余りを出したグループにそのポストを割り当てる。各グループ内で理事を選出するとき、各金庫の代表は、所属する金庫の被保険者数に等しく投票権を行使し、また、選挙は名簿制投票によって行われ、第一回目は絶対多数で、第二回目は相対多数で選ばれるということになっていた。

雇主代表理事については、各初級金庫の雇主代表が、被保険者代表選出の場合のようにグループ分けされず、全体で選ぶことになっていたが、それ以外の点では、被保険者代表の選出と似た方法が考えられていたといえよう<sup>67)</sup>。

#### (6) 保証一般金庫

保証一般金庫 (Caisse générale de garantie) は、社会保険の運営に必要な資金を調整する機関であると同時に、若干の特別な給付の業務のために初級金庫と同様の働きをする金庫として、社会保険制度の中に設置され、こうした目的のために、加算連帯基金 (fonds de majoration et de solidarité) と保証平衡基金 (fonds de garantie et de compensation) を管理した<sup>68)</sup>。

67) *Ibid.*, pp. 248-249, n<sup>os</sup> 1395-1400.

68) 保証一般金庫は、すでに社会保険法の政府案において平衡基金、準備基金、廃疾老齢特別基金の三つの基金を有するものとして構想されていた。Rey, *op. cit.*, pp. 72-73. また、この金庫は第二次大戦後、保健社会活動国立院 (Institut national d'Action sanitaire et sociale) とともに、社会保障全国金庫 (Caisse nationale de Sécurité Sociale) に引き継がれた。Jacques Doublet,

(次頁脚注へ続く)

加算連帯基金は、社会保険の給付に加算をするなど、次に列举する機能を果たす。その費用がすべての被保険者の保険料からの天引きによって賄われることから、この基金の名称には「連帯」という語が付けられている。

(1) 失業者が社会保険に対する権利を維持するための費用を負担する。  
(法第23条)

(2) 廃疾・老齢年金の法定最低額を保証する。社会保険の経過期間においては加算連帯基金による最低額の保証が不可欠であるが、成熟期に入り、予想通りに進めば、その必要はなくなると考えられていた。

(3) 家族負担の加算分を金庫に償還する。疾病、廃疾、妊娠、死亡の場合、子供のいる被保険者は給付に加算されるが、これは加算連帯基金が全額負担することになっているので、加算分が初級金庫に払い戻される。(法第20条)

(4) 労働者農民退職年金法による年金の支給に要した費用を金庫に償還する。社会保険法は労働者農民退職年金法を廃止したが、労働者退職年金の受給者の権利を守るために、彼らへの年金支払いの費用は、社会保険法によって設立された加算連帯基金から控除され、労働者退職年金に規定された国からの手当の支払いも加算連帯基金が保証する。その代わりに、労働者退職年金の準備金は加算連帯基金に移管され、万一の場合には、旧労働者退職年金金庫の資産の黒字分の半分も加算連帯基金が受け取る。

*Sécurité Sociale*, troisième édition entièrement refondue, Paris, PUF, 1964, p. 269. その活動実績については、「保証一般金庫の支出」から伺い知ることができよう。(表1参照)

表1 保証一般金庫の支出(注)

支出項目	1931-1933	1934	1935	1936
社会保険の年金割増金	-	-	-	470
労働者農民退職年金の終身手当	1,412,213	349,674	323,558	288,834
孤児年金	578	1,069	1,923	2,051
廃疾給付費	35	545	11,928	34,157
保証一般金庫自体の管理運営費	11,360	3,689	4,224	3,988
運営業務費	-	59,417	-	-

(注) 保証一般金庫は「老齢労働者への手当」の資金調達費用を負担した。この金庫は、除者である老齢労働者のために90億フラン、被保険者でない老齢労働者に100億フラン、出した。

(5) 社会保険のすべての機関の管理運営費を賄う。(法第68条 6 項) 法の実施を担当するすべての機関の管理運営費は、保険料総額の 5 % の限度内において、加算連帯基金が負担することになっており、基金は社会保険の行政サービスのために計上された予算全額を国に払い戻さなければならない。ただし、負担の対象とされる行政サービスの範囲は当初は未決定であった。

(6) 任意被保険者に対する家族負担のための加算と300万fr. の補助金。(法第41条)

(7) 妻の特別保険(法第43条 4 項) の赤字補填。

(8) 老齢年金受給者が疾病保険に加入したときの毎月の補助、および5年以上廃疾年金を受給している者の医薬費への補助。(法第69条 3 項)

(9) 農業特別保険への補助。

(10) 廃疾保険のために保険料からの天引きが行われる1934年4月1日まで、加算連帯基金は廃疾年金を負担した老齢保険の金庫にその負担分を償還する。(法第2条 3 項, 第12条 8 項)

(11) 強制加入の対象となる所得制限額を超えているが年収2万5千fr. 未満である被用者の雇主が、家族給付のために負担する雇主拠出分は加算連帯基金に払い込まれ、そこを通じて諸金庫に払い戻される。(法第2条 6 項)<sup>69)</sup>

加算連帯基金の収入源としては、強制・任意被保険者の保険料からの天引きのほかに、労働者農民退職年金法関係の負担に対する国の年拠出金、社会

69) Tissier, Closset et de Sardan, *op. cit.*, pp. 251–252, nos 1418–1430.

(1931年–1944年)

(単位 千fr.)

1937	1938	1939	1940	1941–1944
7,675	149,742	215,838	237,198	424,570
262,597	256,157	218,766	160,563	276,651
2,203	2,817	2,565	1,660	6,226
33,802	9,334	17,216	311	844
4,105	4,241	5,516	5,218	42,103
165,000	182,354	180,962	185,859	622,341

1941年から1944年までに、社会保険や労働者農民退職年金の被保生活不能者 (inaptes) に3億フラン、合計して193億フランを支出所, *Annuaire Statistique de la France*, Vol. 56, 1946, p. 280.

保険法で決められた罰金、未使用金、利子、剰余金、贈与、遺贈などが充てられる。(法第69条5項)

保証平衡基金は、社会保険金庫の年収に欠損があった場合に、それを補填したり、金庫の支払い不能を防ぐことを目的とした機関である。流行病などの異常事態や管理の不適切さのために金庫が契約を果たせなくなったとき、受給資格がありながら給付を受けられない被保険者は、保証平衡基金に支払いを求めることができる。金庫の管理が適正でなかった場合、労相は金庫の承認を撤回し、その活動を停止させる権利をもっている。

保証平衡基金の収入源としては、金庫が受け取ったすべての保険料の0.2% (1億fr. 積立後、引き下げられる)、賦課方式の保険の年収の黒字の2% (法第33条1項) などが充てられることになっていた<sup>70)</sup>。(法第70条)

## 結 語

社会保険は国が設立し、国が実施方法を定め、国が管理運営する制度である。すでに見てきたフランスの社会保険の金庫制度、行政監督制度、訴訟制度から伺えることは、その社会保険制度も、当然のことであるのだが、細かいところまで規制され、それに適合しない部分は排除するという「中央集権的」で「管理主義的」な体制として出来上っていたということである。社会保険制度は、その基本的枠組みを国が法律によって定め、中央や地方の行政組織によって維持管理され、違反や逸脱が監視される。その意味では国の「介入」や「干渉」なしには成り立ちえない「国家主義的」な制度なのである。ところが、フランスでは、共済組合の伝統が語られ、自律性の原則が主張され、社会保険制度の管理への国家介入の拒否や当事者自身による管理が実行されているというわけである。こうした点が、現在においてもフランス社会保障の大きな特徴となっているわけであるが、前述のように、社会保険制度において、その基本的枠組みから外れるような自由や自律性は初めから

70) *Ibid.*, p. 254, n<sup>o</sup>s 1451-1452.

存在する余地がないのであって、結局は、その枠組みの中での自由や自律性という限られたものにならざるをえない。だが、フランスでは私的イニシアティブや自治の方が強調されているのである。

フランスでは19世紀後半から、社会的救済制度に組み込まれた私的イニシアティブとして共済組合（雇主制度も含む）が発達していた。それは、民主主義、自由、独立、連帯という四つの原則（*principes*）から成る原理（*doctrine*）をその活動の基本に据えている組織であった<sup>71)</sup>。30年法はこうした共済組合の原理を社会保険という元来が国家主義的で管理主義的な制度の中に組み入れたという点に制度的な特徴があるといえよう。一般に社会保険の公的サービスは公的機関によって管理運営されるが、フランスではその一端が私的機関によって担われており、社会保険という公的制度の中に私的機関の特徴が付与されているというわけである。公的要素と私的要素が調和して存在しているのである<sup>72)</sup>。そして、私的イニシアティブや自治の強調はこの事実の別の表現であると理解すべきなのであろう。

社会保障制度において、複数制度にある程度の自律性を与えるという方法は変化への対応という点では優れているといわれるが、一般に、矛盾や錯綜や無駄の少ない単一的制度の方が優れていると考えられているであろう<sup>73)</sup>。社会保険法の立法過程においても単一的制度への指向が存在したし、30年法の実施状況においても県初級金庫への加入者が全体的に過半数を占めていて、第二次大戦後の単一金庫制の主張につながっていく<sup>74)</sup>。だが、フランスでは、1930年社会保険法が承認した公的制度の中に私的要素を組み込み、そ

---

71) Jean Benhamou et Aliette Levecque, *La Mutualité*, Paris, PUF (Que sais-je?), 1983, pp. 9-15.

72) Doublet, *op. cit.*, pp. 242, 276.

73) Jean-Jacques Dupeyroux, *Droit de la Sécurité sociale*, huitième édition, Paris, Dalloz, 1982, pp. 156-158.

74) Galant, *op. cit.*, p. 20. 賦課方式の初級金庫では、86の県金庫が加入者全体の6割弱を集め、数百に上る他の初級金庫は全部合わせても4割ほどを集めていたにすぎない。(表2、表3参照)しかし、積立方式の初級金庫では、共済組合自治金庫への加入者が6割を超えていた。(表3参照)

表 2 賦課方式の初級金庫（農業部門対象を除く）数の推移（1931年－1935年）

金庫の種類(注)	金庫の 数					加入者の割合					
	1931	1932	1933	1934	1935	1931	1932	1933	1934	1935	
共済組合金庫	A	115	115	114	114	114	16.6	16.5	18.0	17.5	17.3
	B	90	93	100	92	94	2.8	2.7	3.2	3.2	3.2
雇主・職業別金庫	C	46	46	46	45	41	3.8	3.7	4.1	3.9	3.9
	D	93	90	94	90	87	3.6	3.5	3.8	3.8	3.8
	E	232	224	219	209	192	3.8	3.6	3.5	3.5	3.1
宗派の金庫	F	77	77	76	77	76	6.7	7.0	7.7	7.7	7.7
労働者金庫	G	57	57	56	58	54	3.0	3.4	3.7	3.9	3.8
県金庫	H	86	86	86	86	86	59.7	59.6	56.0	56.5	57.2
合 計		796	788	791	771	744	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) I. 共済組合金庫……共済組合全国連盟に同調して活動していると思われる初級金庫。  
 A……広域（郡 arrondissement, 県, 地域 région, 全国）的な金庫。  
 B……地域（小郡 canton, 市町村）的な金庫。  
 II. 雇主金庫, 同業組合 (corporatives) 金庫, 職業別金庫。  
 C……職業横断的 (interprofessionnels) 金庫と商業会議所の援助の下に設立された金庫。  
 D……異なる雇主のところで働く被保険者のための同業組合金庫や職業別金庫。  
 E……同一の会社の従業員のために設立された金庫（工場や商店や銀行等の互助会）。  
 III. F……宗教的な類縁関係に基づいて設立されたとと思われる金庫。社会保険家族金庫全国連合と同調する金庫。プロテスタント金庫。  
 IV. G……労働者金庫（「労働 (le Travail)」金庫と協同組合金庫）。  
 V. H……県金庫。  
 出所, *Annuaire Statistique de la France*, Vol. 51, 1935, p. 255, et Vol. 52, 1936, p. 260 より作成。

表 3 商工業被保険者の社会保険機関数の推移（1933年, 1936年－1942年）

金庫の種類	1933	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942
賦課方式の初級金庫 (1)								
金庫数	県金庫	86	86	86	86	86	86	86
	他の金庫	705	641	604	581	571	557	540
	計	791	727	690	667	657	643	626
加入者の割合 (%)	県金庫	56	57	57	57	57	57	58
	他の金庫	44	43	43	43	43	43	42
	計	100	100	100	100	100	100	100
地域連合 (2)	15	15	15	15	15	15	15	15
積立方式の初級金庫 (3)								
金庫数	退職年金全国金庫	1	1	1	1	1	1	1
	共済組合自治金庫	63	63	57	57	57	57	57
	他の金庫	14	12	11	11	10	10	10
	計	78	76	69	69	68	68	68
加入者の割合 (%)	退職年金全国金庫	35	32	31	30	32	32	33
	共済組合自治金庫	60	64	65	66	64	63	62
	他の金庫	5	4	4	4	4	5	5
	計	100	100	100	100	100	100	100

(注) (1) 賦課方式の初級金庫は, 疾病と出産の危険をカバーする。  
 (2) 地域連合は, 廃疾手当を負担し, 最初の5年間廃疾年金を支払い, 賦課方式の初級金庫のために再保険と平衡を行う。  
 (3) 積立方式の初級金庫は, 高齢と死亡の危険, 並びに, 地域連合がもはや保障しえなくなったときの廃疾の危険を管轄する。  
 出所, *Annuaire Statistique de la France*, Vol. 56, 1946, p. 279.

れらに一定の自律性を認めるという原理は覆されることなく持続することになったのである。

フランスでは1933年末から「管理経済論 (planisme)」の運動が始められ、その後、それは国民の承認を得て経済や社会の方向付けを行うというディリジズム<sup>75)</sup>として定着していく。そうした徴候はすでに第一次大戦の頃から見え始めていたという<sup>76)</sup>が、公的要素と私的要素の調和を図るということを原理として承認した社会保険法は、現代産業社会の一つの基本要素であるディリジズムの端緒と軌を一にして、同じ方向性を持つものとして現れたのだとみることができよう。

---

75) ディリジズムの意味については、遠藤輝明編『国家と経済』、1982年、東京大学出版会、2-5頁参照。

76) 広田功「フランス現代資本主義の歴史的特質」、長部重康編『現代フランス経済論』、昭和58年、有斐閣、27-44頁。